

第3節 環境保全のための分野横断的な施策

環境、経済、社会的な課題が複雑に絡み合っている現代社会においては、環境分野においても、特定の施策が複数の異なる課題を解決する、多面的な効果を得ることができる分野横断的な施策を展開することが重要となります。

本計画では、以下のテーマを設定し、環境、経済、社会的な課題の同時解決を目指します。

(1) 持続可能な社会を築くネットワークづくり

現状と課題

市の環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身につけ、主体的に行動できる人材の育成が重要です。

そのためには、活動したい人や団体と活動とを結びつける情報ネットワークを活用し、環境に関する多様な人材を把握する必要があります。

目指す姿

自発的に環境活動を行う市民、事業者、市の各主体の活動のつながりが構築されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
情報ネットワークの活用団体（環境分野）	5団体 【平成30年度（2018年度）】	10団体 【令和13年度（2031年度）】	

主な取組

① 活動したい人と活動とを結びつける情報ネットワークの活用

自発的に環境活動を行う、活動したい人とその活動とを結びつけられるよう、情報ネットワークの活用を図ります。



イラスト ガウラナビ

② 環境に関する多様な人材の把握

情報ネットワークを活用し、環境保全に関する知識、能力等を持った地域における多様な人材の把握に努めます。

コラム⑨ 情報ネットワーク

各地で環境に配慮した地域協働の取組が進められています。その地の住民、学校、企業、NPO、行政が連携・協働して、地域社会の活性化、持続可能なまちづくりを行うため、袖ヶ浦市においてもネットワークを構築しています。

市では、平成29年（2017年）10月に「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」を施行し、地域コミュニティの活性化と、市民と行政の協働によるまちづくりを進めています。

＜基本理念＞

- ・市民の地域コミュニティへの参加を促進します。
- ・地域コミュニティの活動と連携を促進します。
- ・地域コミュニティと市の協働を推進します。

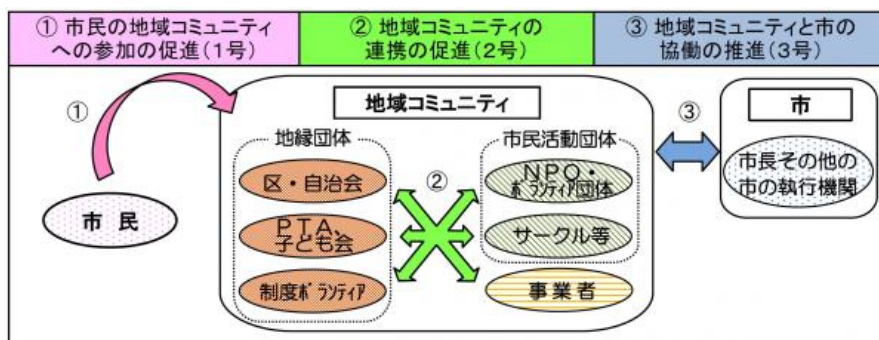


図 基本理念のイメージ

このような地域コミュニティによる情報ネットワークを活用することにより、個人のレベルでは規模や範囲が大きいことや、特定のセクターのみでは限界があるようなことも、セクターを超えた協働によって、より高いパフォーマンスを上げることができます。

このような活動は、新たな地域資源の発掘やコミュニティの創出に発展するとともに、地域への愛着と地域経済の活性化にもつながります。

皆さんもこの情報ネットワークを活用し、連携・協働することで、地域社会の活性化に寄与しつつ、持続可能なまちづくりを目指しましょう。



イラスト 条例のパフレット

（２）災害時等における環境問題への対応

現状と課題

地震、風水害等の災害の発生は、様々な被害をもたらします。例えば、化学工場等で火災が発生すれば、有害物質が拡散してしまう可能性もあります。ごみの収集も停止するため、大量の災害廃棄物が発生し、大気や水質等への汚染の可能性も高まります。下水道が機能しなくなれば、トイレなどの糞尿問題も深刻化し、疫病・伝染病が流行する可能性もあります。

災害は、いつ発生するか分かりません。インフラが破壊されると生活基盤が崩れ、環境が汚染され、健康や生命に影響を与えることになります。また、災害の発生時には、様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生することから、早期の復旧・復興のため、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する必要があります。

これらの様々な環境問題に対処するため、災害の発生時を想定した「袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画」を策定し、適切に運用する必要があります。事前の防災体制を考える段階から環境問題への意識を高め、環境問題への対策を整えておくことが重要です。

目指す姿

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策や市民の生活環境の早期復旧・復興のための体制が確立しています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
災害廃棄物処理計画の策定	—	令和２年度（２０２０年度）に策定します	
災害に強いまちづくりができていると感じる市民の割合	３１．１％ 【令和元年度（２０１９年度）】	６０％ 【令和１３年度（２０３１年度）】	市民意識調査

主な取組

① 災害廃棄物処理計画の策定

災害の発生時を想定した環境問題に対応するため、本市における平常時の災害予防対策と、災害時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示す「袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画」を策定します。

② 災害廃棄物処理計画の適切な運用

「袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施します。また、災害廃棄物は、再生利用可能なものを含んでおり、復旧・復興時の資材として有効に活用される必要があるため、再資源化に取り組みます。

令和元年台風１５号及び１９号による被害



写真 椎の森自然環境緑地内の倒木



写真 保存樹木の倒木



写真 木くず

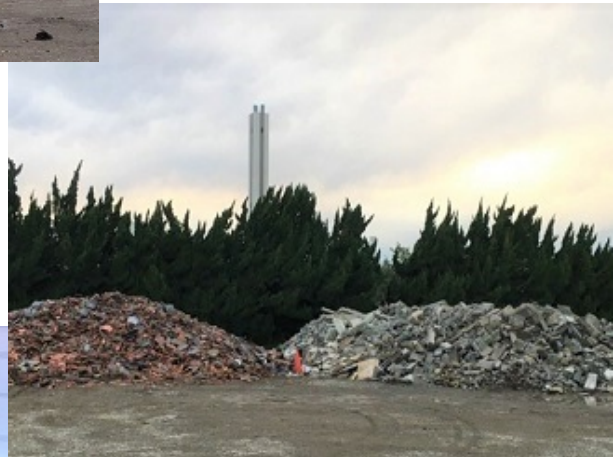


写真 瓦・コンクリートがら



写真 廃プラスチック

台風被害による災害廃棄物（クリーンセンター）

第5章 計画の推進

第1節 計画推進の基本的な考え方

5つの基本目標を達成し、目指す環境像を実現するためには、本市が示した取組を総合的、効率的に実施することや、市民、事業者及び市が自主的に環境配慮行動を実践することが必要です。また、各主体の取組が継続して実施されるためには、環境の状況や施策の実施状況を的確に把握し、取組結果に関して適切な点検・評価を行い、進行管理の仕組みの構築、それを実施するための体制の確保、更には計画の推進を促す制度や取組が必要です。

第2節 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内関係課や庁内会議において調整を行った上で、環境審議会における環境に関する施策の調査審議や提言を受け、国、県、他自治体との連携・協力を図りながら、計画に位置付けた施策の着実な推進を図ります。

1 環境審議会

袖ヶ浦市環境条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ヶ浦市環境基本計画を策定することを定めています。また、第52条では、環境の保全に関して、基本的事項等を調査審議させるため、袖ヶ浦市環境審議会を設置しています。審議会委員は、環境の保全に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

本計画の進行状況は、毎年度、袖ヶ浦市環境審議会に報告し、助言・提言を踏まえた上で、施策の着実な推進を図ります。

2 国・県・他自治体との連携

今日の環境問題には、その要因や影響が広範囲に及ぶものが増えており、市の区域を越えた広域的な連携がこれまで以上に必要になっています。国、県、他自治体との連携を図り、広域的な施策が効果的に展開されるよう連携強化を図ります。

3 庁内関係課との連携

環境管理課は、庁内関係課との調整を図り、環境に関する施策や施策における環境配慮を実施し、取組を推進します。

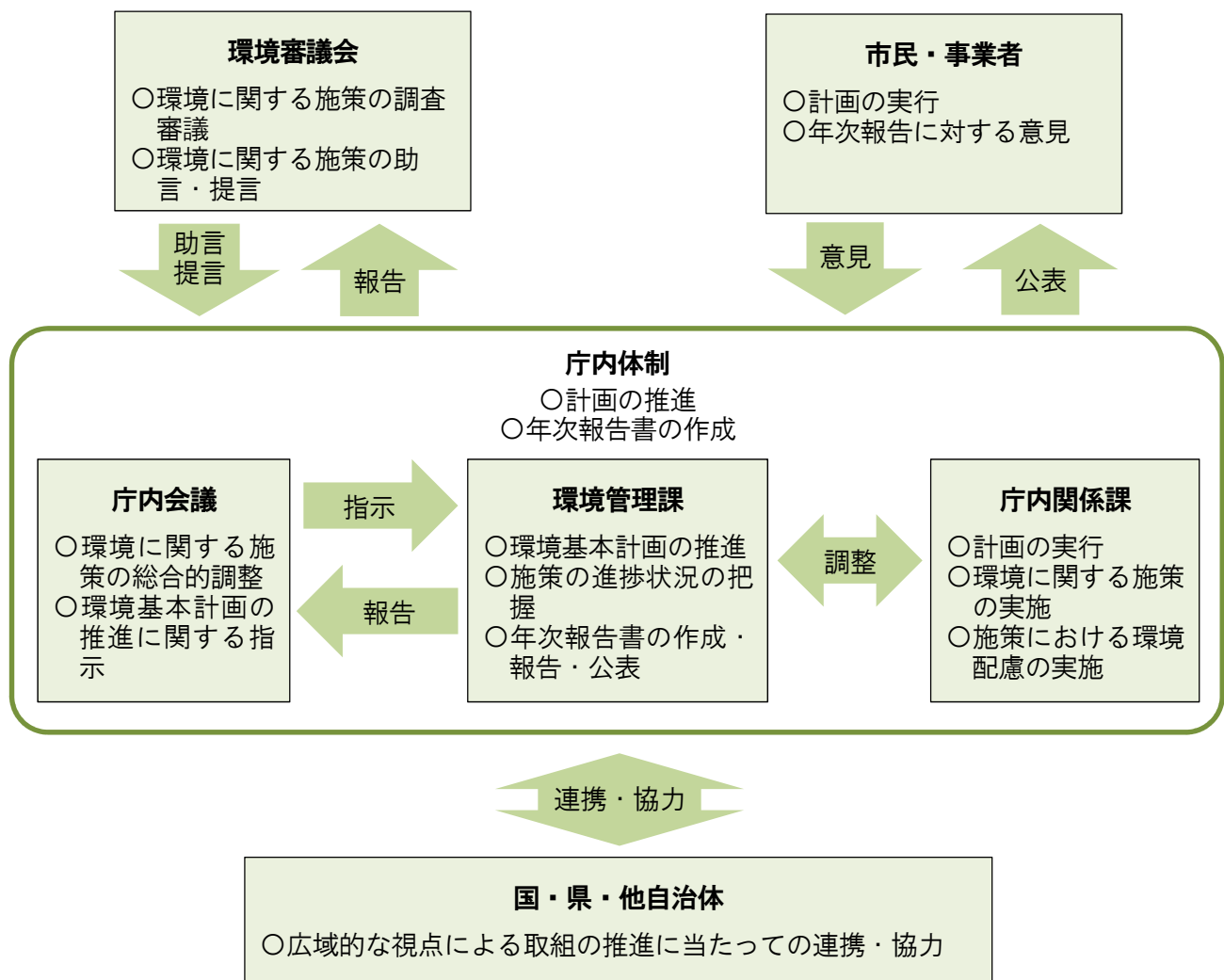


図 計画の推進体制

第3節 各主体に求められる役割

本計画を着実に推進するため、各主体に求められる具体的な取組例を示します。

1 豊かな自然と共生するまち

(1) 市民

- ・ボランティア活動に参加する。
- ・水と緑の里を活用する。
- ・緑地保存協定に指定された樹木・樹林を適正に管理する。
- ・市民や農業者による耕作放棄地の解消や抑制を行う。
- ・有害鳥獣発見時に通報する。
- ・有害鳥獣による被害の防除への取組を行う。
- ・公園緑地を活用する。
- ・フラワーラインなどの景観維持を図るための活動に参加する。
- ・景観まちづくりへの参加や身近な取組を行う。
- ・景観まちづくりのための社会奉仕活動に参加する。
- ・広告物に対しての理解を深め、除却活動に参加する。

(2) 事業者

- ・ボランティア活動に参加し、支援する。
- ・水と緑の里を活用する。
- ・緑地保存協定に指定された樹木・樹林を適正に管理する。
- ・積極的に緑化の推進を図る。
- ・新たな経営形態としての取組や安定した農業経営を確立する。
- ・有害鳥獣による被害の防除への取組や捕獲を行う。
- ・公園緑地の適正管理の実施や、公園緑地の広報活動を行う。
- ・フラワーラインなどの景観維持を図るための活動に参加する。
- ・景観まちづくりへの協力や積極的な取組を行う。
- ・景観まちづくりのための社会奉仕活動に参加する。

(3) 市

- ・ボランティア活動を支援する。
- ・ボランティアの募集、活動の広報、活動の場を提供する。
- ・公共施設における緑地の管理を行う。
- ・農業用ため池周辺環境整備を行う。
- ・農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発や、水路の草刈り等への支援を行う。
- ・市内樹木等の調査、指定及び管理状況の確認を行い、補助金を交付する。
- ・緑地保存協定の締結を推進する。
- ・緑の基本計画を策定する。

- ・生物多様性に関する普及啓発を行う。
- ・農地利用状況調査等の農地の状況把握や抑制のための啓発活動を行う。
- ・体験農園を開設する農業者を支援し、市民等へ機会の拡大を図る。
- ・希少な野生生物の調査・保護を図る。
- ・生物多様性地域戦略を策定する。
- ・有害鳥獣・外来生物に関する普及啓発を行う。
- ・有害鳥獣について関係機関との連絡調整を図る。
- ・鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策を推進する。
- ・公園緑地の適正管理の実施や、公園緑地の広報活動を行う。
- ・フラワーラインなどの景観維持を図るための草刈負担金の支出や、植栽資材を支給する。
- ・景観まちづくりを主体的に推進し、市民や事業者の取組を支援する。
- ・市民の景観まちづくりに対する意識を向上させるための取り組みを行う。
- ・屋外広告物法及び県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物について必要な規制を行うとともに、違反広告物の除去ボランティア団体に対して支援する。

2 快適で安全に生活できるまち

(1) 市民

- ・野焼き行為を行わない。
- ・浄化槽の保守点検、清掃、法定検査を実施する。
- ・農薬等を適正に使用する。

(2) 事業者

- ・公害防止施設の設置等について、市の立入調査に協力する。
- ・野焼き行為を行わない。
- ・排水適正管理に係る市の調査に協力する。
- ・浄化槽の保守点検、清掃、法定検査を実施する。
- ・家畜糞尿処理施設の管理基準を遵守する。
- ・大気汚染物質に係る基準値を遵守する。
- ・農薬等を適正に使用する。
- ・有害化学物質に関して、適切に排出量の把握、管理を行う。

(3) 市

- ・大気汚染物質を監視し、市民への情報提供を行う。
- ・発生源施設に対する立入調査を行う。
- ・野焼きの通報があった場合、直ちに現地を確認し、必要な指導を行う。
- ・公害防止施設の設置等に対して指導を行う。
- ・大気環境監視システムや監視網の見直しを行う。

- ・水洗化のPRや、長寿命化対策工事を実施する。
- ・生活排水の負荷に関する意識の向上に資する啓発事業の展開や、補助制度の周知を行う。
- ・事業者への排水適正管理の監視体制を整備する。
- ・浄化槽に係る補助制度や保守点検等の啓発を行う。
- ・道路における騒音や振動について、環境調査を実施する。
- ・家畜糞尿処理施設整備の支援をする。
- ・大気汚染物質の監視を行い、必要に応じて対象事業所への立入調査を実施する。
- ・農薬等を適正に使用する。
- ・放射線に関する情報収集を行い、市内の測定結果の情報提供を行う。

3 地球環境を思いやるまち

(1) 市民

- ・省エネルギー型機器や再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・緑のカーテンづくりの積極的な実施や、緑のカーテンコンテストに参加する。
- ・公共交通機関を積極的に利用する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・交通ルールとマナーを守って道路を利用する。

(2) 事業者

- ・事業用太陽光発電設備について、適正な設置及び廃棄を行う。
- ・省エネルギー型機器や再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・地球温暖化対策計画を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図る。
- ・緑のカーテンづくりの積極的な実施や、緑のカーテンコンテストに参加する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・交通ルールとマナーを守って道路を利用する。

(3) 市

- ・再生可能エネルギーに関する技術動向や支援制度の情報を収集し、再生可能エネルギー設備を導入する。
- ・再生可能エネルギーに関する技術動向や支援制度の情報を収集する。
- ・事業用太陽光発電設備について、適正な設置及び廃棄を行うよう指導する。
- ・県の補助事業を活用し、家庭用省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備を導入する者に補助を行う。
- ・省エネルギーに関する情報発信や意識啓発を行う。
- ・市民や事業者への、環境に配慮した製品の情報提供を行う。
- ・公共施設におけるLEDの導入に努める。
- ・地球温暖化対策計画を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図る。
- ・地球温暖化に関する情報提供を行う。

- ・緑のカーテンづくりを推進し、緑のカーテンコンテストを実施する。
- ・公共交通機関の利用促進を図る。
- ・低燃費車の導入を促進する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・計画的に道路改良工事を進める。
- ・気候変動の影響に関する情報の収集及び提供を行う。
- ・気候変動適応計画を策定する。

4 地球にやさしい循環型社会を形成するまち

(1) 市民

- ・ごみの排出量を削減し、3 Rを実践する。
- ・食品ロス削減の重要性を理解し、積極的に取り組む。
- ・ごみの減量化・資源化に努める。
- ・不法投棄やポイ捨て防止に関するボランティア活動に参加する。

(2) 事業者

- ・ごみの排出量を削減し、3 Rを実践する。
- ・食品ロス削減の重要性を理解し、積極的に取り組む。
- ・ごみの減量化・資源化に努める。
- ・不法投棄やポイ捨て防止に関するボランティア活動に参加する。
- ・建設発生土や再生土を適正に管理する。

(3) 市

- ・ごみの排出量を削減し、3 Rを実践するとともに、啓発活動を行う。
- ・プラスチックごみ削減のための啓発を行う。
- ・県と連携を図りながら、食品ロスの削減の推進を行う。
- ・バイオマスの利活用に向けた取り組みを行う。
- ・購入された生ごみ肥料化容器や機械式生ごみ処理機に対して助成を行う。
- ・廃棄物等の適正処理に関する情報発信を行う。
- ・補助事業を活用し、経費の支援や改修作業時の人的支援をする。
- ・ごみの減量化・資源化のための施策を実施する。
- ・次期広域廃棄物処理施設の検討を進める。
- ・不法投棄やポイ捨て防止に関するボランティア活動への支援をする。
- ・不法投棄やごみのポイ捨てを発見した際に、担当課へ通報する。
- ・空き地の土地所有者等に土地の適正管理について指導を行う。
- ・建設発生土等の埋立てについて、土地所有者等への啓発を行う。
- ・建設発生土や再生土について、関係機関と連携して指導する。

5 市民参加による環境保全活動を推進するまち

(1) 市民

- ・環境学習講座等へ積極的に参加する。
- ・公共教育施設で行う市民学芸員活動、展示やイベントに参加する。
- ・市内一斉清掃や花いっぱい運動に参加する。
- ・公園や緑地の管理のための維持管理活動に参加する。

(2) 事業者

- ・環境学習講座等への支援を行う。
- ・臨海地区清掃や花いっぱい運動へ積極的に参加する。
- ・公園や緑地の管理のための維持管理活動に参加する。

(3) 市

- ・市の環境の状況や各種施策に関する情報を公表する。
- ・広報紙等を利用し、環境問題に関する情報提供を行う。
- ・環境に関する補助教材の提供を行う。
- ・環境に関する様々な講座を開催する。
- ・公共教育施設で行う市民学芸員活動、展示やイベントを開催する。
- ・学校において環境教育を実施する。
- ・農業や里山の保全を取り入れた環境教育を実施する。
- ・市内一斉清掃、臨海地区清掃、花いっぱい運動を実施する。
- ・自治会資源物活動への助成や、適正な分別指導を行う。
- ・環境保全に係る市民活動への支援のための場を提供する。
- ・公園や緑地の管理のための維持管理活動を支援する。

6 環境保全のための分野横断的な施策

(1) 市民

- ・地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加し、まちづくりに関わるように努める。

(2) 事業者

- ・地域社会との連携を深めるとともに、その事業活動の特性、専門性等を活かし、地域の活性化及びまちづくりに寄与するように努める。

(3) 市

- ・地域における情報を収集し、地域コミュニティの活性化に資する施策を推進するとともに、地域コミュニティによるまちづくりを支援する。
- ・災害廃棄物処理計画を適切に運用する。
- ・災害に備え、協力体制を構築する。
- ・災害に備え、環境に関する人材育成を推進する。

第4節 計画の進行管理

この計画を着実に推進していくためには、取組の進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、計画の進行管理にマネジメントサイクル〔計画の策定から環境施策の実施、点検・評価、改善までの一連の流れを、Plan（計画する）、Do（実施する）、Check（点検・評価及び公表する）、Action（見直し）のPDCAサイクルで繰り返すことで、目標の達成を図ります。〕の考え方を取り入れ、継続的な改善を図っていきます。

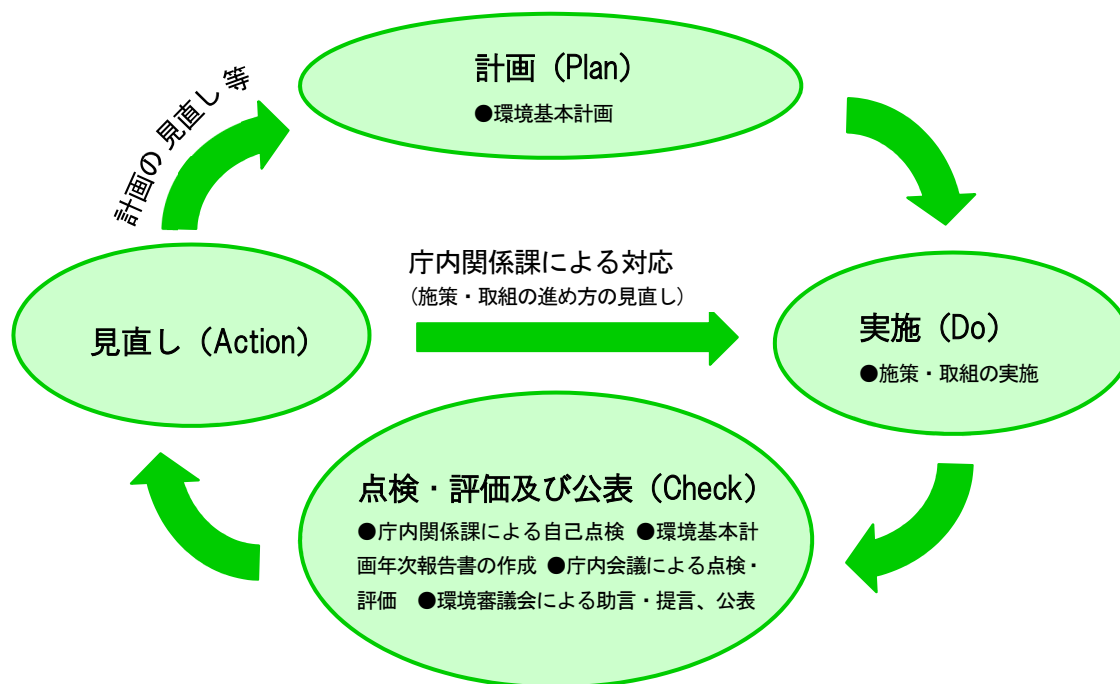


図 計画の進行管理の仕組み

【PDCAサイクルの各段階での役割】

○ Plan（計画する）

本計画において、目指す環境像を実現するための目標を定め、それらに関連する環境施策を設定します。

○ Do（実施）

本計画に基づき、市民、事業者や関係機関等との連携を図りながら施策の実施、取組の推進等を図ります。

○ Check（点検・評価及び公表）

本計画の進捗状況は、環境の現状、指標の評価の把握を行い、実施状況の年次報告書を作成し、公表します。また、併せて環境審議会にも報告することにより、助言や提言を求めています。

○ Action（見直し）

毎年度点検し、翌年度の取組の実施に反映します。

資料編

1 計画策定の経過

(1) 会議等の開催

日 程	会 議 等	内 容
平成30年(2018年) 11月8日～ 平成31年(2019年) 3月15日	環境基本計画改定準備アンケート調査(市民・事業者)	
3月12日	政策調整会議	計画策定方針(案)について
3月19日	政策会議	
4月26日	第1回環境審議会	計画策定方針について アンケート調査について
6月25日	第1回環境基本計画策定検討委員会	計画骨子案について
7月 3日	政策会議	現行計画の評価について アンケート調査について
7月10日	第2回環境審議会	
7月 5日～ 24日	関係課照会	計画素案について
8月 9日	第2回環境基本計画策定検討委員会	現行計画の評価について 施策・事業シート中間報告について
9月24日	第3回環境基本計画策定検討委員会	計画素案について
10月 2日	政策会議	
10月10日	第3回環境審議会	
10月20日	市民懇談会(平川公民館・市民会館)	計画素案の概要について
11月27日	第4回環境基本計画策定検討委員会	計画案について
12月 3日	政策会議	
12月11日	第4回環境審議会	
12月20日	全員協議会	
12月23日～ 令和 2年(2020年) 1月22日	パブリックコメント実施	
2月10日	第5回環境基本計画策定検討委員会	パブリックコメント手続の実施結果について
2月18日	政策会議	
2月25日	第5回環境審議会	計画案の諮問について パブリックコメント手続の実施結果の報告について
3月	計画策定	

(2) 袖ヶ浦市環境審議会委員名簿

選出区分	氏 名	所属団体又は推薦団体	備 考
学識経験者	松戸 滋	千葉県君津健康福祉センター 副センター長	
	梶山 雅司	一般財団法人千葉県環境財団 技術部長	副会長
	土井 学	千葉県生物学会 編集部	
公共団体代表者	塩谷 保幸	君津市農業協同組合常務	
	吉田 良子	袖ヶ浦市商工会女性部副部長	
	小島 直子	袖ヶ浦市社会福祉協議会会長	
行政機関代表者	工藤 智子	千葉県環境研究センター センター長	会長
企業代表者	太田 信之	旭化成株式会社	
	佐久間 隆文	出光興産株式会社先進技術研究所	
	古賀 悠子	広栄化学工業株式会社	
市民代表者	藤井 正己	公募	
	黒澤 智子	公募	
	川原 理恵子	公募	
	猿渡 由枝	公募	

(3) 袖ヶ浦市環境基本計画策定検討委員会委員名簿

役 職	職 名	役 職	職 名
委員長	環境経済部長	委員	環境経済部 廃棄物対策課長
副委員長	環境経済部 環境管理課長	委員	環境経済部 農林振興課長
委員	企画財政部 企画課長	委員	都市建設部 都市整備課長
委員	企画財政部 財政課長	委員	都市建設部 土木建設課長
委員	総務部 総務課長	委員	都市建設部 下水対策課長
委員	市民健康部 保険年金課長	委員	消防本部 総務課長
委員	市民健康部 市民活動支援課長	委員	教育部 教育総務課長
委員	福祉部 地域福祉課長	委員	議会事務局 副局長

2 計画策定の方針

(仮称) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画策定方針

1 計画策定の趣旨

本市では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めた袖ヶ浦市環境条例に基づき、平成15年3月に袖ヶ浦市環境基本計画（以下、「現行計画」という。）を策定し、取組を進めてきましたが、地球温暖化の進行や外来生物の侵入などの課題、また、生物多様性の保全や安全・安心な生活を守ることなど、これまで以上に環境に配慮した行動が求められています。

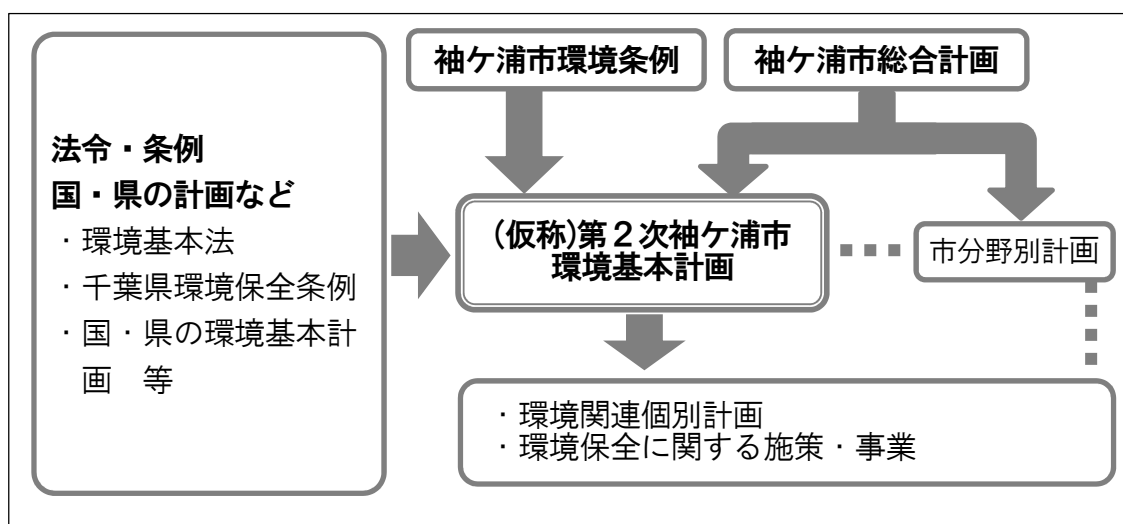
現行計画の計画期間は2022年度（平成34年度）としたところですが、平成25年の中間見直し後、世界的にはパリ協定の採択などが、国内では気候変動適応法の施行（平成30年12月）、地球温暖化対策計画（平成28年5月）や、第5次環境基本計画（平成30年4月）の策定など、環境に関する状況が大きく変化しています。

また、千葉県では平成30年度中に千葉県環境基本計画を策定する予定であり、本市では2020年度を初年度とする新たな「総合計画」の策定を進めております。

これらを一つの契機とし、現行計画のこれまでの成果と課題を踏まえ、本市を取り巻く社会情勢等に応じた取り組みを、市民・事業者・市が一体となって環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、現行計画の期間満了を待たずに、2020年度を初年度とする新たな計画として、（仮称）第2次袖ヶ浦市環境基本計画（以下、「第2次計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

第2次計画は、袖ヶ浦市環境条例に基づき策定するもので、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画で、国・県の法律や条例及び関連計画並びに市環境条例及び市の最上位計画である「袖ヶ浦市総合計画」をはじめ、分野別計画等と整合をはかり策定します。



3 計画策定の基本的な方針

第2次計画の策定にあたっては、次に掲げる事項を基本的な方針とします。

- (1) 国の第5次環境基本計画及び千葉県環境基本計画との整合性を図ります。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法等に規定される各計画の包有を検討します。
- (3) 袖ヶ浦市総合計画、市個別計画及び本市の関連諸施策との整合性を図ります。
- (4) 現行計画の理念及び成果を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題等を踏まえるものとします。
- (5) 環境に関する市民・事業者アンケート調査、地域懇談会、パブリックコメント手続の実施など、市民や事業者の意見を広く聴く機会を設け、計画づくりを進めます。

4 今後対応が求められる事項

第2次計画では、現時点において次のような課題や対応を考えています。

- (1) 再生可能エネルギーの普及促進
- (2) 地球温暖化対策及び気候変動への適応
- (3) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- (4) 廃棄物の適正処理等の推進及び不法投棄の防止
- (5) 自然環境の保全と活用
- (6) 有害鳥獣対策及び特定外来生物の防除
- (7) 良好な大気・水環境等の保全

5 計画の期間

第2次計画については、現在策定作業中の「袖ヶ浦市総合計画」との整合性を図り、計画期間を2020年度から2031年度までの12年間とします。

ただし、第2次計画は社会情勢の変化、国の制度改正、計画の進捗状況等により必要に応じて見直すものとします。

6 策定体制

(1) 庁内体制

- ア 関係課照会（現行計画の達成状況等）
- イ 第2次環境基本計画策定検討委員会
現行施策の評価、新規課題抽出、計画案の作成
- ウ 政策会議での審議

(2) 市民参加

- ア アンケート調査の実施
無作為抽出により選定した市民を対象に、アンケート調査を実施します。

イ 地区懇談会の実施

市内2カ所において第2次計画素案の説明を実施します。

ウ パブリックコメントの実施

作成した案について、パブリックコメントを実施します。

(3) 市環境審議会

第2次計画策定の進捗状況の各段階において意見を付すとともに、諮問される第2次計画の案について答申を行います。

7 策定スケジュール

2019年 3月	市民・事業者アンケート集計 策定方針
2019年 3月～5月	現行計画の評価
2019年 6月	計画骨子案
2019年 9月	計画素案
2019年11月	計画案
2019年12月	計画案公表・パブリックコメント実施
2020年 3月	計画策定

策定スケジュール表

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体	策定方針作成		骨子案作成			素案作成			案作成			案修正		● 策定
	現行計画評価													
策定検討 委員会 (政策調整 会議)		● 策定方針			● 現行評価 骨子案			● 素案		● 計画案				
政策会議		● 策定方針			● 現行評価 骨子案			● 素案		● 計画案				
審議会		● 策定方針			● 現行評価 骨子案			● 素案			● 計画案		● 諮問	
市民等	● 市民・事業者 アンケート調査・集計							● 懇談会			● パブコメ			
議会											● パブコメ 説明			

3 環境に関する市民懇談会における主な意見等

<意見>

市がどのような環境施策を行っているかについて、市民が関心を持てるよう積極的に発信を行ってほしいです。

<意見>

小中学校における教育などにより、小さいときから環境に対する意識を高める必要があると思います。

<質問>

この計画を実現するために、年間でどのくらいの予算がかかっていますか。

<回答>

この計画の８割くらいは環境管理課と廃棄物対策課が中心となって取り組んでおり、環境管理課の予算はおおむね１億円で、廃棄物対策課はおおむね１０億円となっています。

<質問>

これまで現行の計画で施策を進めて、効果が上がったり、満足できている部分はありますか。

<回答>

環境管理課では、環境保全、公害関係、生活環境などを所管しています。

環境保全では、水環境の施策を、公害関係では、大気では自動測定機による測定、水質では毎月小櫃川の調査を実施し、環境基準の達成度を監視しています。

また、生活環境では、ここ数年、まちの環境美化について、市内１２名の環境美化推進員を委嘱し、毎月の報告に基づいて散乱ごみを回収したり、市内に６９本のガウラのポイ捨て禁止看板を設置しています。さらに、袖ヶ浦駅、長浦駅周辺の路上にポイ捨て禁止の路面シートを張ることや、市内一斉清掃、臨海地区清掃などを実施して、まちをきれいにする取り組みなどにも力を入れています。

これらの取り組みにより、着実にごみの量が減ってきています。

<質問>

現行の計画にはなく、新たに盛り込んだ施策などはありますか。

<回答>

主な施策等としては、「生物多様性の保全」、「気候変動による影響への適応策の推進」、「建設発生土・再生土への対策」、「災害時等における環境問題への対応」などが次期計画から新たに盛り込む施策や取り組みとなります。

<質問>

野焼きの対策はどのようにしていますか。

<回答>

野焼きに関しては、発見した際に連絡をいただいております。すぐに現地調査を行い、その場で指導しています。

<質問>

環境に関するボランティアの方などを表彰することはありますか。

<回答>

袖ヶ浦市表彰規則では、活動が十数年以上となることなどが要件となっており、年数などの要件を満たした場合には、表彰されることもあります。

<質問>

「使い捨てプラスチック容器の使用削減」について、具体的な方法はありますか。

<回答>

廃プラスチックの問題で、レジ袋については、国が有料化を検討していますので、国の動向を踏まえて、市としてどのように取り組むかを見極めていきたいと考えています。



写真 平川公民館



写真 市民会館

4 関係例規

(1) 袖ヶ浦市環境条例 (抜粋)

平成 1 1 年 1 2 月 2 7 日条例第 2 1 号

袖ヶ浦市環境条例

目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策等 (第 8 条—第 2 4 条)

第 3 章 生活環境の保全等に関する施策 (第 2 5 条—第 3 0 条)

第 4 章 ばい煙等の排出等の規制

第 1 節 規制基準等 (第 3 1 条—第 3 5 条)

第 2 節 特定施設及び特定作業の規制 (第 3 6 条—第 4 4 条)

第 3 節 特定建設作業の規制 (第 4 5 条・第 4 6 条)

第 4 節 拡声機の使用等の規制 (第 4 7 条—第 5 1 条)

第 5 章 環境審議会 (第 5 2 条・第 5 3 条)

第 6 章 雑則 (第 5 4 条—第 5 8 条)

第 7 章 罰則 (第 5 9 条—第 6 2 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めるとともに、生活環境の保全等に関する市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 (略)

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(施策等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ヶ浦市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ袖ヶ浦市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

第16条～第24条 (略)

第3章 生活環境の保全等に関する施策

第25条～第30条 （略）

第4章 ばい煙等の排出等の規制

第31条～第51条 （略）

第5章 環境審議会

（設置）

第52条 環境の保全に関して、基本的事項等を調査審議させるため、袖ヶ浦市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第53条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

第54条～第58条 （略）

第7章 罰則

第59条～第62条 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（袖ヶ浦市公害防止条例の廃止）

2 袖ヶ浦市公害防止条例（昭和47年条例第4号）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前の袖ヶ浦市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日の前日において袖ヶ浦市公害防止条例第11条の2に規定する袖ヶ浦市環境審議会の委員である者は、この条例の施行の日に第53条第2項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第53条第3項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

(2) 袖ヶ浦市環境審議会規則

平成12年3月15日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市環境条例（平成11年条例第21号）第53条第4項の規定により、袖ヶ浦市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について、調査審議を行うものとする。

- (1) 袖ヶ浦市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 公害防止のための規制基準の制定、変更及び廃止に関すること。
- (3) 水道水源保全地域の指定、変更及び解除に関すること。
- (4) 水道水源保全地域における排水の汚染状態についての排水基準の制定及び変更に関すること。
- (5) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 公共的団体を代表する者 3人以内
- (3) 企業を代表する者 3人以内
- (4) 市民を代表する者 4人以内
- (5) 行政機関を代表する者 1人以内

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(特別委員会)

第6条 審議会は、必要に応じ特定事項を調査し、又は審議するため特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会は、会長の指名する審議会委員をもって組織する。

3 特別委員会に委員長及び副委員長を置き、特別委員の互選により定める。

4 前条の規定は、特別委員会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「特別委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、読み替えるものとする。

(参考意見の聴取)

第7条 審議会及び特別委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、関係資料を提出させ、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境経済部環境管理課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

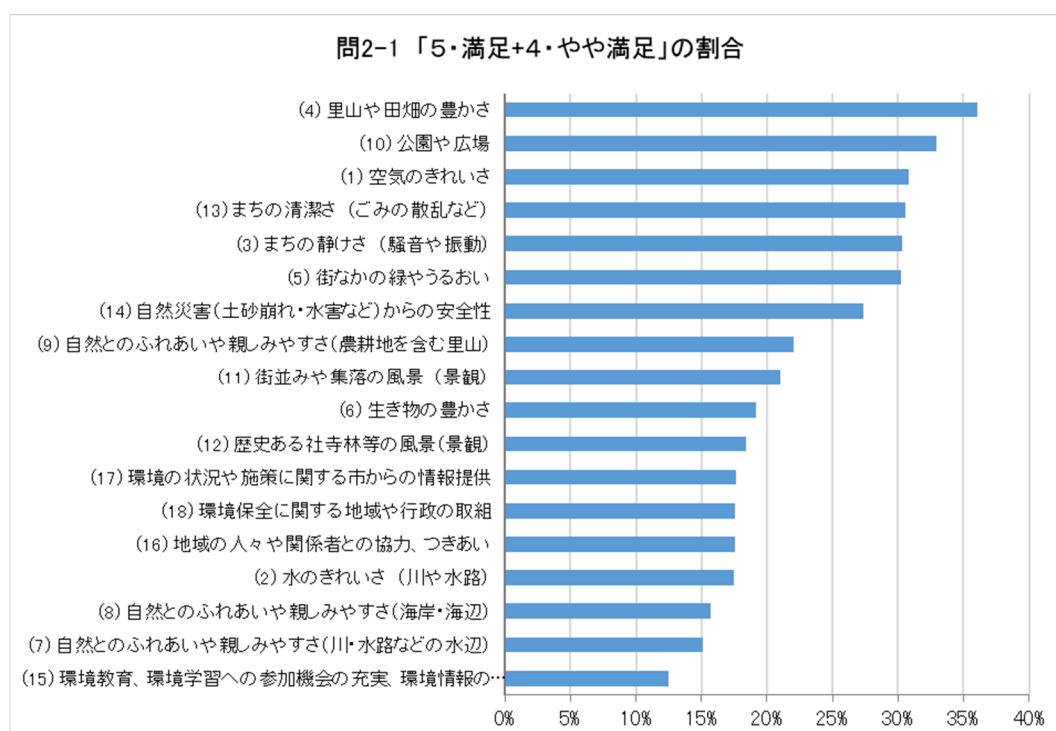
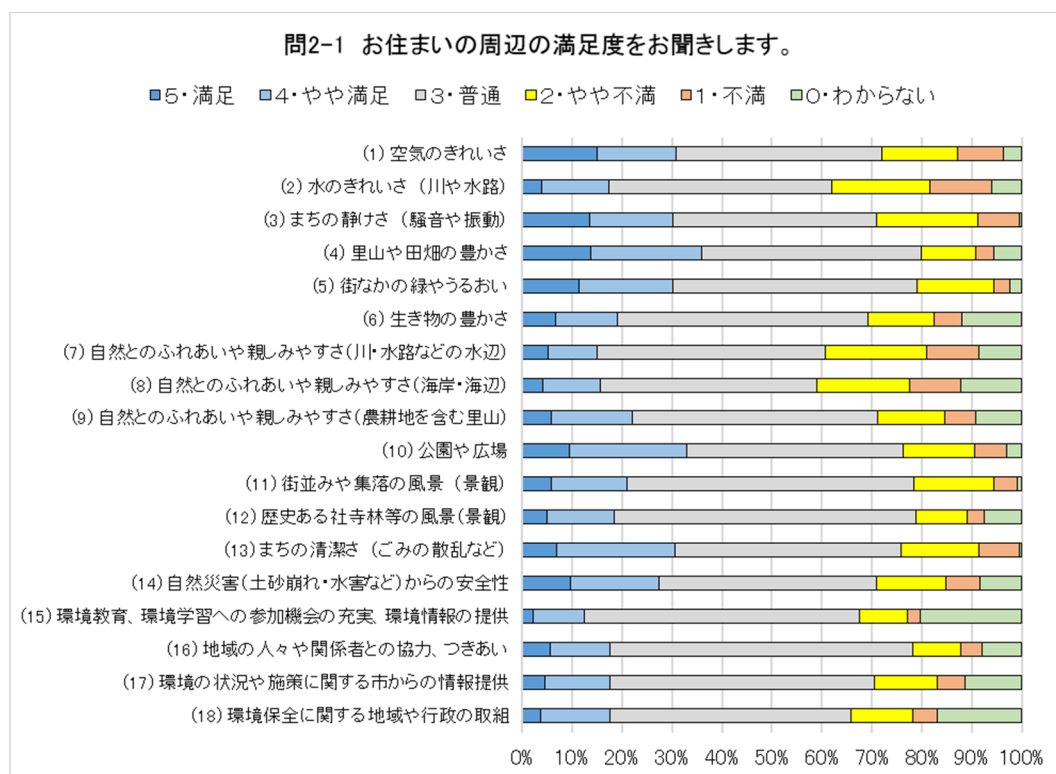
（袖ヶ浦市環境審議会規則の廃止）

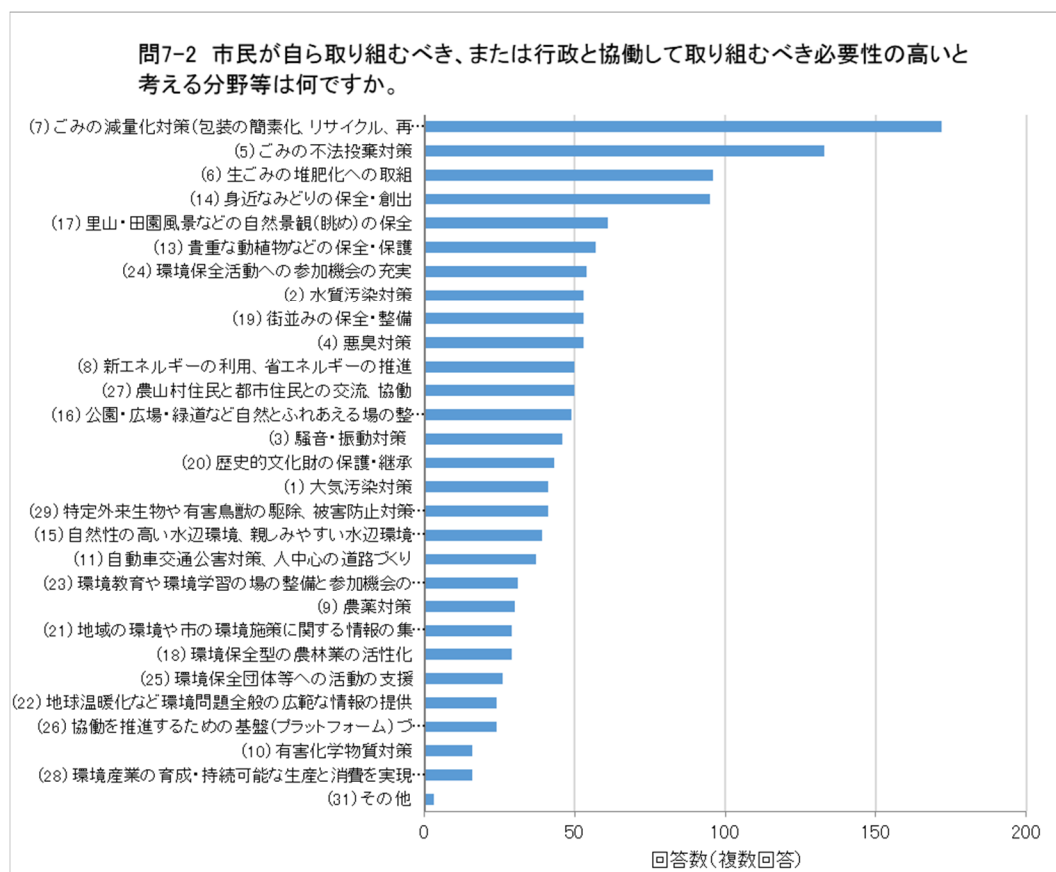
2 袖ヶ浦市環境審議会規則（昭和51年規則第19号の2）は、廃止する。

5 袖ヶ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査報告書（抜粋）

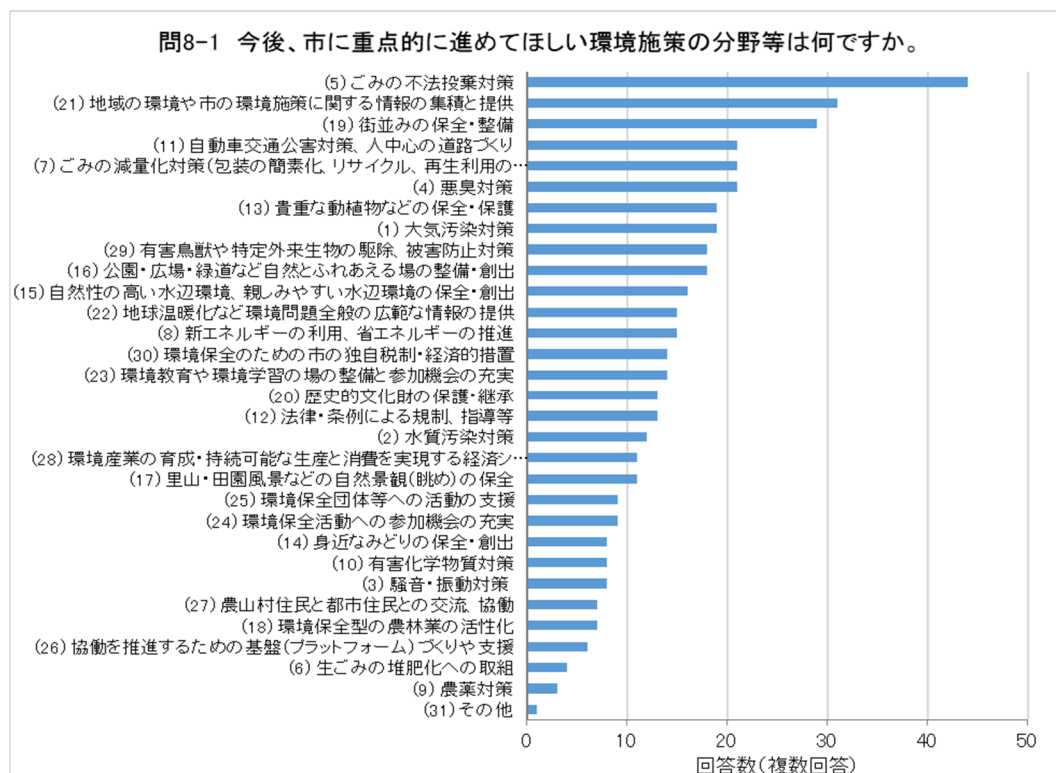
平成30年（2018年）11月から平成31年（2019年）3月に実施した「袖ヶ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査」の中から、市民アンケート結果、事業者アンケート結果、袖ヶ浦市の望ましい環境としてイメージされる言葉を抜粋し、以下に示します。

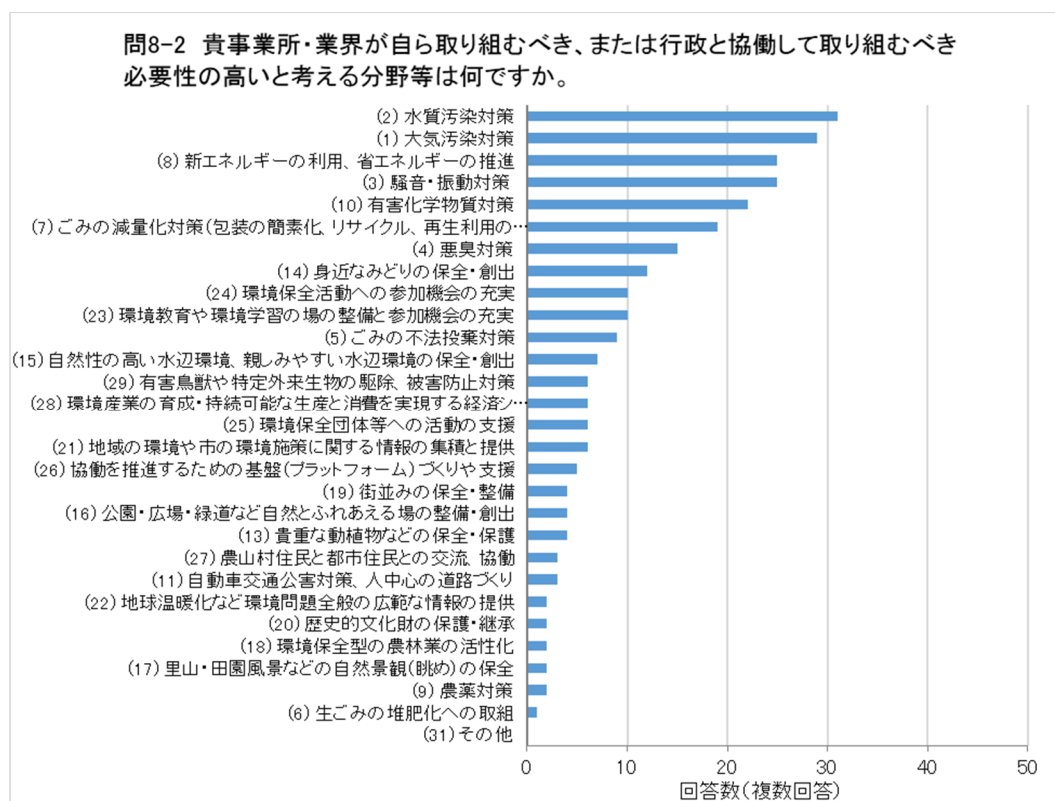
（1）市民アンケート結果





(2) 事業者アンケート結果





(3) 袖ヶ浦市の望ましい環境としてイメージされる言葉

- 森林や海の自然と近代工業が調和する環境都市づくり
- やさしい心と豊かな自然みんなで守るふる里を！
- 緑豊かな安心、安全な袖ヶ浦市
- 昆虫や小動物と共生できる自然を残す未来都市
- 程よい都会と自然の調和
- 美しく豊かな自然の環境で、心豊かな都市を！！
- 人と環境の調和の街づくりの袖ヶ浦市
- 100年先も自然豊かな袖ヶ浦
- 行政と市民が築く安全安心、緑多い住みよい都市創り
- 自然と共生する緑豊かで美しい環境都市を目指して
- 自然豊かで心安らぐ街づくり
- 安全・快適で子育て住まう、環境が良好。
- 環境にやさしい都市作り
- 緑豊かな安心に住める都市
- 人に安心、自然に優しい豊かな将来都市
- 豊かな環境が心を豊かにする
- 協働でつくる豊かな里山緑の街並み
- 子供から大人まで安心して暮らせるきれいな街、袖ヶ浦
- 市民全員参加で築くひとにやさしい環境都市作り
- 街と自然の調和を目指して
- 豊かな水と緑の環境都市

6 用語集

【あ行】

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

●インフラ

インフラストラクチャー（infrastructure）の略称で「下支えするもの」や「下部構造」を指す観念的な用語です。日本語では社会基盤、基盤施設、経済基盤と訳されています。

●エコドライブ

燃費を向上させるために運転者が行う取組や、そうした取組のもとに行う運転のことで、環境省からは「エコドライブ10のすすめ」が発表されています。

●SDGs（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称で、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国連目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され「誰一人取り残さない」ことを宣言しています。

●エネファーム

燃料電池を利用したシステムのことです。「水素」と空気中の「酸素」を化学反応させて電気を起こします。排出されるのは「水」だけであり、未来を担う、クリーンなエネルギーです。

●NPO

非営利目的での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことです。

●LED照明

発光ダイオード（電圧を加えた際に発光する半導体素子）を使用した照明器具のことで、LEDを使用しているため、低消費電力で長寿命といった特徴を持ちます。

●屋外広告物条例

屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、良好な景観を形成と風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的とする条例です。

●温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、代表的な物質として、オゾン、二酸化炭素、メタンなどがあります。地球温暖化の主な原因とされています。

【か行】

●化石燃料

石油、石炭、天然ガスなどのことです。微生物の死骸や枯れた植物等が何億年という時間をかけて化石となり、やがて石油や石炭になったと考えられているため、このように呼ばれています。

●合併処理浄化槽

トイレの汚水や、台所、お風呂等の生活雑排水を一緒に処理する浄化槽のことです。トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽より環境への負荷が低減されます。

●カーボンニュートラル

植物や植物を原料とするバイオエタノールなどを燃やして発生する二酸化炭素は、植物が成長過程に吸収した二酸化炭素と同量であり、温室効果ガスを増やすことにはならないという考え方です。

●環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標として施策を実施していくのかという目標を定めたものです。

●環境教育

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のことです。

●気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）は、1988年に世界気象機関と国連環境計画という組織によって設立されました。世界中の研究者の研究やデータから気候変動の状況を評価する報告書を作り、気候変動自体や政策判断をするための科学的な根拠を提供しています。

●気候変動枠組条約締約国会議（COP21）

COPとは、気候変動枠組条約締約国会議（Conference of Parties）の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指します。2015年に21回目の会議がパリ（フランス）で開催されたため、この会議をCOP21又はパリ会議と呼びます。

●京都議定書

京都議定書は、1997年12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）において、同月11日に採択された気候変動枠組条約に関する議定書です。

●原子力発電

ウランを核分裂させて熱エネルギーを得て、水を沸かし蒸気の力で蒸気タービンを回転させて電気を起こす発電方法です。

●光化学オキシダント

自動車や工場からの排気ガスなどに含まれる窒素酸化物と、塗料や接着剤等に含まれている揮発性有機化合物が、太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こし発生する化学物質の総称です。初夏に高濃度になりやすく、高濃度になると目の痛みや、のどの痛みなどを感じる場合があります。

●光化学スモッグ

光化学オキシダントの濃度上昇によって、大気中にもや（スモッグ）がかかる現象のことです。スモッグ（smog）とは、煙（smoke）と霧（fog）が語源であり、大気汚染により視界が狭くなることをいいます。

●耕作放棄地

農林水産省では、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」と定義付けています。

●国連持続可能な開発サミット

ミレニアム開発目標（MDGs）が2015年で終了することを受け、国連が向こう15年間（2030年まで）の新たな持続可能な開発の指針を策定したものです。単に2030アジェンダとも言われます。「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals: SDGs）を中核としています。

【さ行】

●再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部等、自然界に常に存在するエネルギーのことです。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマス（動植物に由来する有機物）が再生可能エネルギーと呼ばれています。

●里山

大自然と都市との間に位置し、集落や人里に接した緑豊かな、人と自然が共存する森です。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物を指します。

●指定管理者

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のことです。

●3R活動

3R活動とは、ゴミの少ない社会を目指して行われる、リサイクルのための活動です。

- ・リデュースとは、ゴミの量を減らすことです。
- ・リユースとは、ものを再利用することです。
- ・リサイクルとは、ゴミを資源として新しい製品を生み出すことです。

●3010運動

長野県松本市で考案され、全国的に広まりを見せている食品ロス削減運動です。「飲食店等での会食や宴会時に、はじめの30分と終わりの10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らそう」という運動のことです。

●G20大阪サミット

正式名称は、第14回金融・世界経済に関する首脳会合、先進国と主要な新興国等の首脳が、世界経済など幅広いテーマで意見を交わす会議のことです。

●省エネルギー

エネルギーを効率よく使うことにより、エネルギーの使用量を減らすことです。温室効果ガスの排出削減だけでなく、光熱費の削減につながります。

●食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では、平成28年度に年間2,759万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は643万トンとなっています。

●自家焼却・野焼き

自宅の庭先や畑地等における廃棄物等を焼却処分することです。廃棄物を焼却することとは、一部例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

●循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことです。

●循環型社会形成推進基本計画

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる計画です。基本法が整備されたことにより、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立されました。

●水源涵養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化（一定にすること）して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能のことです。

●生物多様性

様々な生態系が存在し、生物の種間及び種内に様々な違いが存在することです。

●生物多様性戦略

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

【た行】

●ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ものの焼却の過程等で副次的に生成する物質です。そのため、環境中には広く存在していますが、その量はごくわずかです。過去に生産されていた農薬の不純物としても存在し、拡散されました。ダイオキシン類は、分解されにくい性質を持ち、田畑や湖沼、海の底泥等に蓄積しています。

●地域コミュニティ

地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのことをいいます。自治会（町内会）、老人会や婦人会、子ども会、地域づくり団体等、様々な団体が活動を行っています。

●地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。温室効果ガスなどの人為的要因や、太陽エネルギーの変化等の環境的要因によるものであるといわれています。

●低燃費車

少ない燃料でより多くの距離を走る燃費の良い自動車のことです。

【な行】

●ネットワーク

一般的に「人やモノを網状につなげたもの」を指します。情報システム（ＩＳ：Information Systems）の世界では「コンピューターを相互接続したもの」を意味します。

●農業用廃プラスチック

農業分野から排出される廃プラスチックには、農業用ハウスやトンネルの被覆資材、マルチ、苗や花のポット、牧草等のサイレージラップなどがあり、農業分野、特に施設園芸にとってプラスチックは必要不可欠な生産資材となっています。

【は行】

●パリ協定

気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）の項を参照ください。

●バイオマス

動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源のことです。主に木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどを指します。

●東日本大震災

平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地震災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害です。

●ヒートアイランド現象

ヒートアイランド（heat island）現象とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことです。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになりました。

●ビオトープ

本来は自然環境そのものがビオトープとなりますが、生き物が住みにくい都市部等で、人間によって造り出された自然環境を特にビオトープというようになっています。

●PM2.5

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ μm ：ミクロンメートル、 $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1）以下の小さな粒子のことです。PM2.5は非常に小さく、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

●プラスチックごみ

プラスチックごみの多くは、包装・容器類として使われたものです。これらのプラスチックごみを不燃物として収集する自治体もありますが、分別せずに焼却しているところも多く、焼却による環境汚染が懸念されています。

●H E M S

「Home Energy Management System（ホーム エネルギー マネジメント システム）」の略です。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムで、家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面等で「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりします。

●ベンゼン

ベンゼンは、原油に含まれており、ガソリンの成分の1つです。大気中におけるベンゼンの主な発生源は、自動車の排気ガスと考えられており、大気環境基準（0.003 mg/m³以下）が設定されています。

【ま行】

●マイクロプラスチック（海洋）

環境中に存在する微小なプラスチック粒子は、マイクロプラスチックと呼ばれ、深刻な環境問題の一つとなっています。一般に5 mm以下の大きさのものをマイクロプラスチックと呼んでいます。

【や行】

●有害鳥獣

人畜や農作物等に被害を与える鳥獣のことで、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、人の生活に何らかの被害を及ぼした場合に有害鳥獣といいます。

●有害化学物質

人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法等で指定されたものをいいます。

●遊休農地・荒廃農地

農林水産省では、遊休農地を「耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、荒廃農地を「現に耕作されておらず、耕作を放棄したことにより荒廃し、客観的に見て通常の農作業では作物の栽培が不可能となっている農地」としています。

●揚水施設

地下水を汲み上げる井戸のことです。千葉県では、地下水採取規制の指定区域内において、吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水機（ポンプ）を用いて新たに汲み上げようとする場合には、知事の許可が必要となります。

●要請限度

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに対して対策を講じるよう要請することができるとしています。この判断の基準となる値を要請限度と呼びます。

【ら行】

●レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書で、1966年にIUCN（国際自然保護連合）が中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体等によってもこれに準じるものが多数作成されています。

第 2 次袖ヶ浦市環境基本計画

－ 令和 2 年〇月策定 －

発行：袖ヶ浦市環境経済部環境管理課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1－1

TEL：0438-62-3404 FAX：0438-62-7485

Email：sode17@city.sodegaura.chiba.jp